

「認定の基準」についての分野別指針
—風力発電製品：小形風車—

JAB PD362:~~2012~~2014D1

第2版：2014年 mm 月 dd 日

第1版：2012年02月01日

公益財団法人日本適合性認定協会

「認定の基準」についての分野別指針
 ー風力発電製品：小形風車ー

0. 序文。

本指針は、風力発電製品の認証を行う製品認証機関（以下、「認証機関」という）に対して、JAB P100/JIS Q 17065「製品認証機関に対する認定の基準適合性評価ー製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」に基づく認定に際して適用する追加の指針である。

~~本指針は、一般要求事項である JAB P100 の指針である JAB P300 に対して、風力発電製品に関わる固有部分を補足して分野別指針として示したものである。~~

本指針において要求している事項は、認証機関が本指針の表現どおりに実施することを必ずしも要求するものではないが、認証機関は本指針の意図する機能を何らかの方法によって満たしていることが必要である。

備考 1: 本指針の番号は、例えば、“O1.1”の如く、“記号”、“章番号”に続けて「各章ごとの連続番号」を付している。~~注記の番号も各章ごとに連続番号を付している。~~また、~~各項の末尾の [] () 内の番号はに、一般基準 JAB P100 の項の番号に一致している。~~更に、~~その他の規格等と関連している場合には、[] 内にそれらの規格等及び関連する文書とその項の番号を付記する示す。~~

~~備考 2: 認定の一般要求事項 (JAB P100) が引用されているか又は関連している場合には、それらの一般指針 (JAB P300) を参照する。~~

1. 適用範囲

O1.1 本指針は、風力発電製品の製品認証を行う認証機関に適用する。

O1.2 本指針では、風力発電製品の中で小形風車に限定する。小形風車とは、ロータ受風面積が 200m² 未満の風車である。水平軸風車の場合は、ロータ直径 16m 以下に相当する。[JSWTA 0001 1.1 b)]

O1.3 認証は、IEC 61400-22 に準ずる型式認証である。

O1.4 小形風車の認証に適用される規格は、日本小形風力発電協会規格 JSWTA 0001 「小形風車の性能及び安全性に関する規格」である。

O1.5 製品認証システムの類型はシステム 5 とする。~~(1.2)~~[JAB P204 6.3.5]

2. 引用文書

初版：2012-02-01

~~--2/109-~~

~~—第1第2版：~~

20122014-02mm-01-dd

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能である。

02.1 引用文書

- ~~a) a) JAB P100-2001~~JIS Q 17065 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項製品認証機関に対する認定の基準(~~JIS Q 0065(ISO/IEC Guide 65)~~17065 IDT)
- ~~b) b) JAB P204-2007~~ 第三者製品認証システムの類型(JIS Q 0067(ISO/IEC Guide 67) IDT)
- ~~e) JAB P300-2007~~ 「製品認証機関に対する認定の基準」についての指針 (~~IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 65 IDT~~)
- ~~c) d) International Classification for Standards(ICS)~~ (以降、ICS コードという。ISO から発行されており、ISO ウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。)
- ~~d) e) IEC 61400-22~~ Wind turbines - Part 22: Conformity testing and certification
- ~~e) f) 日本小形風力発電協会規格 JSWTA 0001~~ 「小形風車の性能及び安全性に関する規格」
- ~~f) g) ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)~~ General requirements for the competence of testing and calibration laboratories
- ~~g) h) ISO 9001(JIS Q 9001)~~ Quality management systems－Requirements

3. 定義

03.1 型式認証：IEC 61400-22 3.25 による。

03.2 型式試験：IEC 61400-22 3.26 による。

03.3 風車型式：IEC 61400-22 3.27 による。

4. 認証機関

~~04.1 一般~~
~~特になし。~~

~~04.2 組織~~
~~特になし。~~

~~04.3 運営~~
~~特になし。~~

~~04.4 下請負契約~~~~特になし。~~~~04.5 品質システム~~~~特になし。~~~~04.6.1 認証の授与、維持、拡大、一時停止及び取消しに関する条件及び手続き合意~~

~~04.6.1~~ 認証機関は、認証した製品に関して要求事項に適合していない可能性を示す何らかの情報を供給者が認識した場合には、その情報を認証機関も知り得るようにすること。~~(4.6.2 e)~~

~~04.7 内部監査及びマネジメント・レビュー~~~~特になし。~~~~04.8.2 文書化認証された製品の登録簿~~

認証機関は、認証した風車の型式番号を登録し、公表する。~~(4.8.1 g)~~

~~04.9 記録~~~~特になし。~~~~04.10 機密保持~~~~特になし。~~5. 認証機関の評価要員05.1 一般評価要員

認証機関は、認証評価要員に関わる 05.2 の要求事項に対して、資格判断基準を定め、それに基づき要員を評価しなければならない。~~(5.1.1)~~

05.2 資格基準評価要員に関わる要求事項

認証評価要員は、認証の対象となる製品とその評価に関する知識と経験を有すること。認証評価要員で審査に関わる場合は、前記知識と経験の他に審査の技能を有すること。また、審査に関わる認証評価要員は品質システムを評価できる能力を有すること。審査においては、基準は要求事項をチームグループとして満たしてもよい。

~~(5.2)~~ [JSWTA0001 1.7] [IEC 61400-22 8.5.2]

6. 認証要求事項の変更~~特になし。~~7. 異議申し立て、苦情及び紛争~~特になし。~~

~~8. 認証の申請~~~~08.1 手順に関する情報~~~~特になし。~~~~08.2 申請~~~~特になし。~~~~9. 評価のための準備~~~~特になし。~~

106. 評価

01006.1 初回評価

01006.1.1 設計基準評価

設計基準が適正に文書化され、風車型式が十分に安全な設計になっているかを確認する。 [IEC 61400-22 8.2]~~(10.)~~

01006.1.2 設計評価

認証機関は、JSWTA 0001 にしたがって風車型式の設計の基本諸元及び構造計算書などに基づき、風車型式の設計評価を行う。 [IEC 61400-22 8.3] ~~(10.)~~

01006.1.3 型式試験 [IEC 61400-22 8.4]

01006.1.3.1 試験方法の評価

認証機関は、JSWTA 0001 にしたがって特性の試験を行うに当たり、試験サイト、試験方法、試験プロセス、試験要員の力量や員数が妥当であることを確認する。試験の進め方について、申請者と協議しても構わない。 ~~(10.)~~

01006.1.3.2 試験体の選定

認証機関は、申請された風車型式から型式を代表する試験体を選定し、設計仕様を満足していることを確認する。試験体は試験評価される特性が最終製品と同等と見なせるプロトタイプ又は出荷前の製品から選定する。選定において、申請者と協議しても構わない。認証機関は、選定の手順を持ち、文書化する。
~~(10.)~~

01006.1.3.3 試験の実施

試験の実施は、認証機関に属する又は ISO/IEC 17025 で ILAC MRA メンバー認定機関から認定された独立した試験所で行われてもよいし、申請者に属するもしくは関係する試験所又はその他の独立した試験所で行われても構わない。前者でない場合は、原則として認証機関の試験内容を熟知した承認された要員が立会しなければならない。立会する場合は、試験設備や計測機器が適切に管

理・校正されていること、試験記録や結果の生データが適切に保管され、信頼ある形で維持・提供できることを確認しなければならない。~~[JAB P300-G4.4.4]~~

~~01006~~.1.4 製造評価 [IEC 61400-22 8.5]

~~01006~~.1.4.1 一般

認証機関は、設計評価された型式の風車が、設計文書の内容を満足するように製造されていることを確実にしなければならない。確実にするために、品質システムの評価と製造工程での検査の内容を確認すること。認証機関は、確認するために、製品仕様と評価項目及びその判定基準を定め、文書化された手順を持つこと。~~(10.)~~

~~01006~~.1.4.2 品質システム評価

認証機関は、JSWTA 0001 1.7.の品質保証を確実にするために、製造工場の品質システムを評価しなければならない。IAF MLA メンバー認定機関から認定されている認証機関から ISO 9001 で認証されている当該製品の製造工場は、品質システムが要求事項を満足していると見なす。ただし、その製造工場が不適合や観察事項などを指摘されてないかどうかを確認し、指摘事項があればそれらの対処内容を把握しておくこと。認証を受けてない製造工場の場合は、認証機関が品質システムを評価しなければならない。[JAB P204 6.3.7 c)] [IEC 61400-22 8.5.2]

~~01006~~.1.4.3 製造検査

認証機関は、設計基準評価及び設計評価で行われた内容が製造工程で適切に造り込みが行われていることを製造記録、品質記録、検査記録などを評価することによって確実にしなければならない。製造工程における品質の評価や検査に使用される工場の試験設備や計測機器が、適性に校正され管理されていることを確認しなければならない。~~(10.)~~[JAB P204 6.3.7 g), h)] [IEC 61400-22 8.5.3]

~~01006~~.1.5 最終評価

認証機関は、製品関連文書が完全であるかを評価し、試験結果が設計要求事項を満足していることを確認する。また、製造評価結果、設計要求とその計算結果が要求事項を満足することを確認するために図面、仕様書、マニュアルなどを含む関係記録・文書进行评估する。~~(10.)~~[IEC 61400-22 8.9]

~~01006~~.2 認証の更新

認証機関は、製品の認証を更新する場合は、有効期間の満了する前に評価を終了し決定しなければならない。その評価は初回評価に準ずるが、設計に関する評価や試験の評価は除いてもよい。

~~117~~. 評価報告書

認証機関は、試験報告書の妥当性を確認して、~~106.~~で行った評価を手順にしたがい評価報告書を作成するしなければならない。~~(11.)~~[JSWTA 0001 7] [IEC 61400-22 8.9]

~~128.~~ 評価結果のレビュー及び認証に関する決定

~~01208.~~1 認証機関は、試験体で評価された風車型式ごとに、評価結果をレビューし認証の決定を行う。~~(12.1)~~

~~01208.~~2 認証された製品の ICS コードは 27.180 風力発電エネルギーシステムとする。~~(12.3)~~

~~01208.~~3 認証の有効期間は 5 年間とする。~~(12.3)~~ [IEC 61400-22 6.5.1]

~~139.~~ サーベイランス

~~01309.~~1 認証機関は、認証された製品が継続的に認証の要求事項に適合していることを確認するため、型式ごとに定期的にサーベイランスを実施しなければならない。IAF MLA メンバー認定機関から認定されている認証機関から ISO 9001 で認証されている当該製品の製造工場においては、認証取得日から 2 年経過後 3 年未満の間でサーベイランスを行う。前記条件を満足していない製造工場では、年 1 回のサーベイランスを行う。~~(13.4)~~ [IEC 61400-22 6.5.2]

~~01309.~~2 認証機関は、供給者に認証された風車に関する年次報告書の作成を求め、それを評価しなければならない。[IEC 61400-22 6.5.2]

~~01309.~~3 製造評価

認証機関は、品質システム、製造検査を含む製造評価を行う。製造検査では、認証された製品の製造記録、品質記録、検査記録を含んで継続的に要求事項を満足しているかどうかを評価しなければならない。認証機関は、サーベイランスにおける製造評価の手順を持ち、文書化する。~~(13.4)~~ [IEC 61400-22 6.5.2]

~~01309.~~4 認証した製品に関して要求事項に適合していない可能性を示す何らかの情報があったを知り得た場合、認証機関は臨時にサーベイランスが必要かどうかの検証を行う。また、臨時にサーベイランスを行う場合の手順を持つ。~~(13.2)~~

~~01309.~~5 認証機関は、サーベイランスの結果から認証した製品が認証の要求事項に適合していないと判定した場合は、認証適合マークの使用及び/または打刻を停止し、登録簿から抹消して、結果を公表する。~~(4.6)~~

~~1410.~~ 適合にかかる権利、認証書及び適合マークの使用

~~014010.~~1 認証機関は、認証された製品には、誤解を招く虞がない限り、認証されていることを示す適合認証マークの使用及び/または打刻を認めなければならない。

~~(14.1)~~

~~15. 供給者に対する苦情
特になし。~~

以上

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	新規発行	2012-02-01	製品PM	製品技術委員会
2	JIS Q 17065:2012発行に伴う改定	2014-mm-dd	製品PM	製品技術委員会

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。